

三浦市議会議員政治倫理審査会（対象：蓮本一郎議員）

第1回次第

令和3年12月3日（金）

1. 調査請求内容について

三浦市議会議員政治倫理調査請求書

令和3年10月11日

三浦市議会  
議長 草間 道治 殿

住所

請求者

氏名 嘉山 登美子

三浦市議会議員政治倫理条例第7条の規定に基づき、次のとおり関係資料を添えて調査を請求する。

1 調査事項

(1) 調査の対象となる市議会議員の氏名

蓮本 一朗

(2) 調査請求の対象となる事由の該当条項

三浦市政治倫理審査条例第4条第1号

(3) 調査請求の対象となる事由の内容

蓮本議員は令和3年9月上旬、職業詐称の事実が発覚し、改めて神奈川県行政書士会から文書で注意勧告を受けた。このことを自らが相談を持ち掛けた市民に書面を提示し、告白した。

この注意勧告について、当方が申し立てを行ったという自身の邪推に基づき「嫌がらせだ」と発言し、さらに当方を名指しして「■と嘉山から手紙やメールで脅迫を受けている、証拠もある」などと事実無根の内容を複数の市民に公言したことが確認された。

令和2年3月、当方が蓮本議員の違法行為について、神奈川県行政書士会苦情処理委員会に申し立てを行って以降、蓮本議員はこの違法行為について、不特定多数の市民に「よくあることだ」とか「大したことじゃない。罰もない」、「他ならもっと費用が掛かる」などと自身の行為を違法ではないと繰り返し、市民を混乱させ、その過程で当方に対する誹謗中傷を行っており、当方は心身ともに苦痛を感じ、市政への信頼も薄れている。

蓮本議員の行状については、令和元年12月、自身の情報管理の不備により、誤った情報を流布したとのことで、議会において陳謝したことを皮切りに、令和2年4月には神奈川県行政書士会より「嚴重注意」及び「業務改善命令」の処分がなされ、同年6月に新聞紙面に



において報道されたことにより、三浦市議会議長からも「嚴重注意」とされ、所属会派の代表も辞している。

しかし、蓮本議員は三浦市議会議長から「嚴重注意」の処分がなされた後にも、順法精神に反し、自身のホームページ等のウェブ媒体に、法として行政書士が取り扱うことを禁じられている業務を掲載し、SNSサイトにおいて一般会員から指摘された。さらに、行政書士法に違反し、当方の個人情報を漏洩した事実が確認されたことから、令和2年11月、行政書士法第12条並びに行政書士法第1条の2第2項についての違法行為が確認され、神奈川県より「嚴重注意」に処されている。

以上のことから、当方は令和3年8月に三浦市議会に見解を求め、蓮本議員には、三浦市議会議長より、再度「嚴重注意」がなされた。

このように、蓮本議員にあってはこれまで、議会、行政書士会、神奈川県から再三の注意や処分がなされてきたが、反省の色を一切見せず、公人としての品位、品格、自覚を疑う言動が継続されている。

当方は安心、安全な市民生活を取り戻したく、政治倫理審査請求を行い、市民の代表者たる三浦市議会にあっては、この度の蓮本議員の職業詐称、並びに、市民に対する誹謗中傷を公の場において精査し、これまでの公人としての蓮本議員の行状を鑑み、厳正なる対処を求める。

## 2 添付書類（違反を証する資料）

『三浦市議会議員 はすもといちろう公式サイト』

三浦市議会だより 第140号（令和2年2月1日）

神奈川県行政書士会 通知

神奈川新聞朝刊（令和2年6月9日）

『行政書士蓮本一朗事務所』ホームページ（抜粋）

SNSサイト『E i g h t』蓮本議員プロフィール

SNSサイトでの蓮本議員に対する反応

措置請求に対する調査結果について（通知）

三浦市議会議長 回答

SNSサイト『L i n k e d i n』蓮本議員プロフィール（変更前）

SNSサイト『L i n k e d I n』蓮本議員プロフィール（変更後）

公証人と行政書士の主な違い

蓮本議員が脅迫の証拠として令和3年9月18日に提示した書面（ホチキスで綴られたもの）